

室内資料の複写ルール

文献複写申込書に必要事項を記入し、カウンターまでお願いします

▶著作権上の問題が発生した場合には、複写した方がその一切の責任を負います

✓複写は調査・研究を目的とするものに限り、**1人1部**

✓**単行本**は**全体の半分以下**までの複写に限る

▶著者が複数の場合は、個々の執筆箇所**の半分以下**

✓**雑誌の最新号**は複写不可

複写可能の時期：**次号刊行後**、または**刊行後3ヶ月**経過したものに限り

個々の論文全文の複写が可能